

# ○北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

制 定 平成 19 年 3 月 1 日 条例第 4 号

最近改正 平成 30 年 2 月 23 日 条例第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

## (勤務時間)

第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分を下らず、40 時間を超えない範囲で、規則で定める。

## (週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）とする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分を下らず 8 時間を超えない範囲で、規則で定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。

## (休憩時間)

第 4 条 任命権者は、1 日の勤務時間が、6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

## (休日)

第 5 条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）についても、同様とする。

## (派遣された職員の勤務時間、休暇等)

第 6 条 市町村、北海道その他の団体（以下「市町村等」という。）から派遣された職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定を除くほか、当該派遣職員を派遣した市町村等における勤務時間、休暇等に関する規定の例による。この場合において、広域連合長は、必要に応じ、申請の方法その他の休暇等に係る事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

## (北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の準用)

第 7 条 職員（前条に規定する職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第 2 条から第 5 条までの規定を除くほか、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 3 号）の例によるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平 20.2.1 条例 3）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平 30.2.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。